

朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例(骨子)

この条例は、朝倉市の食料・農業・農村の現状や重要性を市民の方々に広く理解してもらうため、前文を置いています。

前文 (一部省略)

朝倉市の農業は、自然豊かな環境と先人たちの英知と努力によって、多彩な農産物を生産し、県内有数の産地を形成してきました。

農業・農村は、食料を供給するだけでなく、美しい自然環境の形成や水源のかん養等の計り知れない恵みをもたらしています。

また、農業は、農家の生活を支え農村を形成し、集落機能により地域社会に大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年の農産物輸入の自由化や食生活の多様化等によって、農産物の価格の低迷など農業は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加、過疎化による集落機能の低下や存続の危機など、様々な問題が発生しています。

このような中、本市の農業・農村を振興するためには、競争力のある農業を確立させることはもとより、市民一人ひとりが、食料・農業・農村の市民生活に果たしている役割について理解を深め、地産地消や食と農に関する知識の習得などに取り組むことが重要です。

市民、農業者・農業団体、食品産業の事業者、行政の協働によって、農業・農村を市民の貴重な財産として育み、次代に引き継ぐ必要があります。

この条例は、次のようなことを目的としています。

目的 (要旨)

- 食料・農業・農村に対する市民の理解を深める
- 持続的に発展する農業を確立する
- 健康で心豊かな住みよい地域社会の実現に寄与する

本市の食料・農業・農村のあるべき姿として、次のようなことを目指しています。

基本理念（要旨）

「食料」

安全で安心な農産物の安定的な生産・供給と市民の信頼の確保
食育に対する理解促進と地産地消の実践
農産物の地域外への供給による農業の活性化



「農業」

農地、農業用施設等の農業資源や多様な担い手を含む農業者の確保
地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業経営
自然環境と調和した持続的な発展



「農村」

良好な自然景観の形成、水源のかん養、生物の多様性の保全等の多面的な機能を有する、人と自然の共生の場



基本理念を実現するために、それぞれの立場で役割を担うこととしています。

責務、役割（要旨）



「農業者・農業団体」

安全・安心な農産物を安定的に生産し、収益性の高いゆとりある農業経営に向け、創意工夫を活かした農業生産と地域づくりに主体的に取り組みます。

「市民」

食料・農業・農村の市民生活に果たしている役割について理解を深め、食育の重要性を認識し、地産地消に努めます。



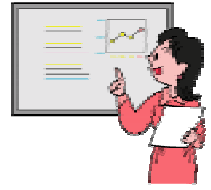
「食品産業の事業者」

食料・農業・農村が市民生活に果たしている役割について理解を深め、地産地消と食品の安定的な供給に努めます。



「市」

基本的施策の推進とそれを計画的に推進するための基本計画の策定を行います。



市は、次に掲げる事項に必要な施策を推進することを規定しています。

基本的施策（要旨）

- ・ 多様な担い手・後継者の育成・確保
- ・ 産地の育成と収益性の高い農業経営の確立
- ・ 農産物に対する消費者の信頼の向上と消費・利用・流通・販売の促進
- ・ 生産基盤・優良農地の確保と多面的機能の発揮
- ・ 食育や地産地消
- ・ 農業・農村に関する情報の提供と市民の理解の促進